

# SHIN-EI Journal

発行 (有)伸栄総合サービス  
<http://www.shinei-net.jp>  
No.1 6 0 2015.8

## 今月の言葉

人生は大きな学校です。毎日学べる機会がある。

管理部

## マイナンバー制度がはじまります ~vol.3~



先月号でご案内のとおり、今年の10月以降マイナンバーの記載された「通知カード」が住民票に記載された住所に送付されます(先月号参照)。この通知カードには顔写真はなく、身分証明書としては使えません。そこで2016年1月以降、希望者に『個人番号カード』が発行されます。表面に氏名・住所・生年月日・性別・顔写真が表示され、裏面にマイナンバー等が記載され、ICチップが搭載されます。このカードは身分証明書として使用でき、図書館カードや印鑑登録証など自治体のサービスにも利用できます。この『個人番号カード』は申請することで交付されます。通知カードといっしょに送られる「個人番号カードの交付申請書」と顔写真を添付し、同じく同封された返信用封筒で返信することで交付されます。その際、通知カードを返納することになります。交付の際は本人確認のため市町村の窓口へ出向く必要があるようです。初回手数料は無料です。

## 永住権について

マイナンバー制度の導入により、入管法も厳しくなっている人が多いかと思えます。そのため永住権についての問い合わせが多くあります。そこで皆さんに知っておいてほしいことがいくつかあります。

- 1- 永住申請の要件の一つに、納税の義務があります。そのため、納税をしっかりとしていなければ永住権を申請しても許可はおりません。
- 2- 永住申請に健康保険への加入も必要になってきています。
- 3- 現在既に永住権を取得している人でもマイナンバー制度の導入により、納税記録が無い、年金保険料の未払い、健康保険料の未払いがある等の場合は、在留カード更新時に日本永住権の取消しがなされる可能性が出てきますのでこの点、十分に注意が必要となります。

今後の為にもしっかり納税をして、社会保険にも加入しましょう！！

ビザのことで不明な点があれば伸栄事務所のダニエラ(053)472-6099 までお問い合わせ下さい。

## 夏季休暇について

夏季休暇のため8月9日～8月16日まで事務所はお休みになります。この間は多くの事業所がお休みになります。普段は仕事の緊張感から節度ある生活が維持できますが、長期の休暇ではそのリズムが狂いがちになります。体調管理をしっかりと、休み明けにはしっかり出勤できるようにしましょう。

